

群馬大学における科学研究費助成事業による研究活動の不正行為について（概要）

1. 案件概要

平成24年2月28日に、群馬大学（以下、「大学」という。）大学院保健学研究所江本正志元教授（平成29年10月5日付懲戒解雇）の4編の論文につき捏造、改ざんの疑いがあるとの申立書の提出があり、同日にこれを受理し、同年2月29日に予備調査委員会を設置して調査を行ったところ、本調査が必要と判断された。

研究行動規範委員会における本調査の結果、当該元教授が責任著者を務めた上記4編の論文（うち科学研究費助成事業に関連するのは1編の論文）で改ざんが行われたと認定されるとともに、同元教授は、当該不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文の内容について責任を負う著者として認定された。

2. 調査経過等

- | | | |
|-------|--------|--|
| 平成24年 | 4月10日 | 第1回研究行動規範委員会開催
(以降、平成29年8月7日まで計23回開催) |
| 平成26年 | 7月18日 | 研究行動規範委員会での審議を経て裁定 |
| 平成26年 | 8月5日 | 第1回不服審査委員会（第2回同年8月19日却下） |
| 平成26年 | 12月18日 | 教育研究評議会開催
(以降、平成29年4月20日まで4回開催) |
| 平成28年 | 3月28日 | 第1回教育研究評議会調査委員会開催
(以降、平成29年2月10日まで4回開催) |
| 平成29年 | 9月15日 | 臨時役員会で調査報告書への不服申立に関する審査結果（却下）承認、調査報告書提出 |

3. 調査結果の概要

【不正行為について】

江本正志元教授が責任著者を務めた4編の論文（うち科学研究費助成事業に関連するものは1編の論文）で改ざんが行われた。

江本正志元教授は、当該不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文の内容について一定の責任を負う著者である。

【研究費の支出について】

- (1) 科学研究費助成事業の研究課題について、不正行為があったと認定した全ての論文（4編）の謝辞に同課題の記載があるものが1課題あった。認定された不正行為に係る研究データは全て、筆頭著者である江本正志元教授が群馬大学に着任する前に作成されたものである。当該不正論文4編のうちの1編の論文は、同課題において、科学研究費補助金が追試実験に用いられていることが確認さ

れ、当該課題の成果であると判断し、さらに、この1編の論文の内容と同課題の研究内容・成果に科学的・学術的な関連性が直接的に認められると判断した。しかし、上記不正論文以外の論文・学会発表等も研究成果として同課題の報告書に記載されていることから、当該課題の研究活動は、研究目的及び研究計画に基づき、適正に遂行されていると判断した。これ以外の3編の論文は、同課題の研究内容・成果と当該論文の内容に科学的・学術的な関連性が直接的に認められないと判断した。

- (2) 上記(1)の研究課題において、不正行為と直接的に因果関係が認められる不正行為があったと認定した論文の作成過程における論文投稿料等の支出はなかった。同課題に係る支出は適正に使用されたことを確認し、不正使用はなかったと判断した。

[関連する研究課題]

<研究代表者：江本正志元教授>

- ・ 研究課題名 各種病原微生物感染症における $V\alpha 14^+$ NKT 細胞の役割解明と医療への応用
 - ・ 課題番号 17590383
 - ・ 研究種目 基盤研究(C)
 - ・ 配分区分 科学研究費補助金
- | | | |
|-----|--------|---------|
| 配分額 | 平成17年度 | 1,400千円 |
| | 平成18年度 | 2,300千円 |
| | 計 | 3,700千円 |
- ・ 不正行為と直接的に因果関係が認められる経費の支出 なし

4. 機関による措置

- (1) 不正行為があったと認定した論文の取り下げ

平成26年7月18日に取り下げを勧告しているが、取り下げが確認されていないため、平成29年9月15日付けで再度取り下げを勧告した。

- (2) 大学における処分の状況

江本正志 群馬大学元教授 懲戒解雇 (平成29年10月5日)